

1 公害行政の概要

(1) 公害の行政機構

本市の環境行政機構における公害対策組織は、昭和44年4月の騒音規制法の施行に伴い、当時の経済部商工課に公害担当が置かれたのが始まりである。

以後、法体系が整備され公害対策が推進されるに従って、本市の機構も拡充・縮小し、平成15年4月から生活環境課となって現在に至っている。

表 - 1) 環境（公害部門）行政機構の推移

年 月	職員数 (課長を含む)	摘 要
昭和 44年 4月	3	経済部商工課に公害担当主査を置く
45年 4月	4	経済部商工課に公害係を置く
46年 4月	6	経済部に公害課を設置、対策係、調査係を置く
46年 11月		庁舎内に公害実験室を設置
47年 4月	7	経済部公害課から生活環境部公害課へ
48年 4月	8	技術職員2人増員
49年 4月	8	対策係(事務3人) 調査指導係(事務1人、技術3人)
50年 7月	7	生活環境部公害課から生活経済部公害課へ
54年 7月	7	生活経済部公害課から生活環境部公害課へ
56年 7月	6	生活環境部公害課から環境部安全対策課へ
62年 4月	6	環境部安全対策課から環境部環境保全課へ
平成 2年 4月	7	事務職1人増員(技術1人、事務6人)
6年 4月	7	環境政策担当課長代理を置く
7年 7月	9	環境政策担当職員2人、公害対策係へ
8年 4月	6	環境保全課から環境総務課へ(公害対策係5人)
9年 4月	7	環境総務課長代理を置く
14年 4月	8	課長代理を廃止、技術職員1人増員 (技術2人、事務5人)
15年 4月	8	環境総務課から生活環境課へ(公害対策係7人)
16年 4月	7	(公害対策係6人)

(2) 公害関係法令に基づく届出の状況

公害関係法令としては、環境基本法（旧公害対策基本法、昭和42年8月）の下に、騒音規制法、大気汚染防止法（昭和43年）、水質汚濁防止法（昭和45年）、悪臭防止法（昭和46年）、振動規制法（昭和51年）、土壌汚染対策法（平成14年）が立法化され、公害の未然防止について事業所等への規制や対策が強化されてきた。

本市においては、騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法に係る届出事務を行っているほか、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年改正）に係る申請・届出事務を行っている。

騒音規制法に基づく届出状況（平成17年3月31日現在）

平成16年度に特定施設の設置届出を行った新規の工場は5社あり、特定施設を全部廃止した工場は5社であった。平成16年度末現在、騒音規制法の特定工場数は324社である。

表 - 2) 騒音規制法届出件数

届出の種類	条文	件数
特定施設設置届	第6条	6
数等の変更届	第8条	5
騒音防止方法変更届	第8条	1
氏名等変更届	第10条	21
使用全廃届	第10条	5
承継届	第11条	5
特定建設作業実施届	第14条	70
計		113

表 - 3) 特定施設別届出数

特定施設の種類の種類	16年度設置数	16年度廃止数	届出施設数	工場等実数
金属加工機械	0	6	834	72
空気圧縮機・送風機	18	11	2607	187
土石用破砕機等	0	0	77	14
織機	0	0	4	1
建設用資材製造機械	0	0	5	1
穀物用製粉機	0	0	0	0
木材加工機械	0	1	61	23
抄紙機	0	0	0	0
印刷機械	1	3	95	26
合成樹脂用射出成形機	0	11	117	13
鋳造型機	0	0	0	0
計	19	32	3800	324

振動規制法に基づく届出状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

平成 16 年度に特定施設の設置届出を行った新規の工場は 5 社あり、特定施設を全部廃止した工場は 3 社であった。平成 16 年度末現在、振動規制法の特定工場数は 226 社である。

表 - 4) 振動規制法届出件数

届出の種類	条文	件数
特定施設設置届	第 6 条	6
数等の変更届	第 8 条	6
振動防止方法変更届	第 8 条	0
使用方法変更届	第 8 条	3
氏名等変更届	第 10 条	16
使用全廃届	第 10 条	3
承継届	第 11 条	5
特定建設作業実施届	第 14 条	39
件数計		78

表 - 5) 特定施設別届出数

特定施設の種類	16 年度設置数	16 年度廃止数	届出施設数	工場等実数
金属加工機械	0	7	916	90
圧縮機	15	0	429	94
破碎機等	0	0	66	8
織機	0	0	5	1
コンクリートブロックマシン等	0	0	2	1
木材加工機械	0	0	2	2
印刷機械	1	3	50	13
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0	7	2
合成樹脂用射出成形機	0	10	165	15
鋳造型機	0	0	0	0
計	16	20	1642	226

水質汚濁防止法に基づく届出状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

平成 16 年度に特定施設の設置届出を行った新規の事業場は 4 社あり、特定施設を全部廃止した事業場は 3 社あった。平成 16 年度末現在、水質汚濁防止法の特定事業場数は 337 社である。

表 - 6) 水質汚濁防止法届出件数

届出の種類	条数	件数
特定施設設置届	第 5 条	18
特定施設の構造等変更届	第 7 条	6
氏名等変更届	第 10 条	18
特定施設使用廃止届	第 10 条	17
承継届	第 11 条	4
計		63

表 - 7) 特定施設・業種別届出件数

特定施設の種類（業種）		工場等実数
1 の 2	畜産農業又はサービス業	12
2	畜産食料品製造業	5
10	飲料製造業	5
17	豆腐又は煮豆製造業	8
23 の 2	新聞業、出版業、印刷業、製版業	4
55	生コンクリート製造業	6
60	砂利採取業	4
63	金属製品製造業、機械器具製造業	11
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	17
66 の 2	旅館業	45
66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業	3
66 の 5	飲食店	5
67	洗濯業	70
68	写真現像業	6
68 の 2	病院	4
70 の 2	自動車分解整備業の洗車施設	4
71	自動式車両洗浄施設	72
71 の 2	研究、試験、検査又は専門教育	30
その他		26
計		337

土壤汚染対策法に基づく届出状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

平成 16 年度において、有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法）の廃止に伴う土壤調査報告はなかった。平成 16 年度末現在、厚木市内に指定区域はない。

表 - 8) 土壤汚染対策法届出件数

届出の種類	条数	件数
土壤汚染調査報告	第 3 条	0
ただし書の確認申請	第 3 条	6
土地利用方法変更届	規則第 12 条第 4 項	0
承継届	規則第 12 条第 7 項	0
土地の形質の変更届	第 9 条	0
計		6

神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

平成 16 年度に、新たに設置許可申請を行った事業所は 3 社あり、事業所の廃止届は 12 社あった。平成 16 年度末現在、条例の指定事業所数は 517 社となっている。

表 - 9) 県条例届出件数 - 指定事業所関係 -

届出の種類	条数	件数
設置許可申請	第 3 条	3
事業開始届	第 7 条	5
変更許可申請	第 8 条	16
変更完了届	第 8 条	10
変更計画中止届	第 8 条	0
変更計画届	第 9 条	1
変更届	第 10 条	38
地位承継届	第 11 条	4
廃止届	第 12 条	12
環境配慮書	第 16 条	13
環境管理事業所認定申請	第 18 条	4
環境管理事業所変更届	第 21 条	16
計		122

また、条例では地盤沈下の沈静化及び未然防止のために、地下水の採取規制を行っている。本市においては、市南東部の一部が地下水採取の規制地域、それ以外が周辺地域となっている。平成 16 年度に規制地域内で新たに地下水採取の許可を受けた事業所はなく、地下水採取を廃止した事業所もない。平成 16 年度末現在、規制地域内の事業所は 18 社である。

表 - 10) 県条例届出件数 - 地下水採取関係 -

届出の種類	条数	件数
地下水採取許可申請	第 75 条	0
地下水採取開始届	第 77 条	0
変更許可申請	第 78 条	0
変更完了届	第 78 条	0
変更計画中止届	第 78 条	0
変更計画届	第 79 条	0
変更届	第 79 条	5
地位承継届	第 80 条	2
廃止届	第 82 条	0
採取量・水位測定結果報告	第 85 条	36
特別水位測定結果報告	第 85 条	34
採取量測定結果報告	第 85 条	46
計		123

さらに、条例では土壌汚染対策として、特定有害物質使用事業所及びダイオキシン類対策特別措置法の特定施設を設置していた事業所を廃止したり、土地区画形質を変更したりする際に土壌調査を義務付けている。平成 16 年度においては、事業所廃止に伴う土壌調査報告が 4 件あった。

表 - 11) 県条例届出件数 - 土壌汚染関係 -

届出の種類	条数	件数
特定有害物質使用事業所廃止報告	第 59 条の 3	3
同区画形質変更届	第 60 条	8
同土壌調査報告	第 60 条	5
公害防止計画	第 60 条	2
公害防止計画完了報告	第 60 条	1
区画形質変更周知計画	第 60 条の 2	1
周知計画完了届	第 60 条の 2	1
ダイオキシン類管理対象事業所廃止報告	第 63 条の 2	1
計		22

(3) 環境影響評価制度

制度の概要

環境影響評価（環境アセスメント）は、大規模な開発事業が行われる際、それが周辺の環境にどのような影響を及ぼすかを事前に調査、予測、評価し、さらにその結果を地域住民に周知し、事業者、住民、行政が意見を出し合い環境を守ることを目的としている。

神奈川県では、昭和56年7月に環境影響評価条例を制定し事務を進めてきた。平成10年7月には、環境影響予測評価実施計画書を作成する前段階の周知や、事業完成後に事後調査を行う等の改正が行われ、高速道路の建設や廃棄物処理施設の建設等28事業について手続きが必要となった。これらの事業には、それぞれ対象となる種類・規模が設定されている。

国においては、環境影響評価法が平成11年6月12日に施行され、県条例で定める事業より規模の大きな開発事業が対象となっている。

本市においては、各アセスメント対象事業に対して、県への意見回答や縦覧場所の提供などを行っている。

環境影響評価条例に基づく事務の状況

平成16年度は次の事業について、環境影響評価条例に基づく事務を行った。

日産先行開発センター建設事業（事業者：日産自動車株式会社）

- H16. 4. 8 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書案に対する意見について県から市へ意見照会
- H16. 4.15 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書案についての公聴会開催結果記録について県から市へ送付
- H16. 4.23 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書案に対する意見について市から県へ意見回答
- H16. 6. 7 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書案についての環境影響評価審査書について県から市へ送付
- H16. 6.24 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価案の内容の変更について県から市へ送付
- H16. 7. 6 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書及び環境影響評価審査書の写しについて県から市へ縦覧依頼（H16.7.13～H16.7.27）
- H16. 7. 9 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書について県から市へ送付
- H16. 8.10 日産先行開発センター建設事業に係る対象事業着手の届出について県から市へ通知
- H16.12. 6 日産先行開発センター建設事業に係る環境影響予測評価書の内容の変更について県から市へ送付

神奈川県環境影響評価条例が制定されてからの、本市に関連する事業は次のとおり。

表 - 12) 厚木市における環境影響評価事業

事業名	事業者	手続開始	完了年度
清川カントリークラブ総合開発事業	株式会社清川 カントリークラブ	昭和 57 年	平成元年
キヤノン中央研究所建設事業	キヤノン株式会社	昭和 58 年	昭和 60 年
栗田工業(株)総合研究所建設事業	栗田工業株式会社	昭和 58 年	昭和 60 年
ミノルタカメラ(株)厚木研究所 建設事業	ミノルタカメラ 株式会社	昭和 60 年	昭和 62 年
第一東海自動車道 (厚木 - 大井松田) 事業	日本道路公団	昭和 62 年	平成 7 年
相模取水施設建設事業	県広域水道企業団	平成 2 年	平成 11 年
神奈川県産業技術総合研究所	神奈川県	平成 3 年	平成 11 年
相模原都市計画地区画整理事業 しおだ土地区画整理事業	神奈川県	平成 3 年	平成 14 年
さがみ縦貫道路事業	神奈川県・建設省 関東地方建設局・ 日本道路公団	平成 4 年	継続
さがみ縦貫道路事業 (愛川町中津～城山町川尻)	神奈川県・建設省 関東地方建設局	平成 4 年	継続
厚木秦野道路 (一般国道 246 号バイパス) 事業	神奈川県・建設省 関東地方建設局	平成 5 年	継続
第二東名自動車道事業	神奈川県・建設省 関東地方建設局	平成 6 年	継続
相模興業採石場増設事業	相模興業株式会社	平成 11 年	継続
日産先行開発センター建設事業	日産自動車株式会社	平成 15 年	継続

工事が完了した事業でも、一定期間の事後調査が義務付けられている。

(4) 合併処理浄化槽推進事業

公共水域の水質汚濁源として大きな割合を占める生活排水対策として、「厚木市合併処理浄化槽整備事業補助金交付制度」を平成元年度に発足させ、し尿と生活排水を併せて処理する合併処理浄化槽の普及に努めている。

この制度は公共下水道処理予定区域外を対象とし、合併処理浄化槽の設置者にその費用の一部を補助するもので、平成16年度の実施状況は表-13、14及び図-1、2のとおりである。

表-13) 平成16年度補助件数

区分	補助基数	人槽数	補助金額(円)
合計	111	672	44,094,000

図-1) 年度別補助基数

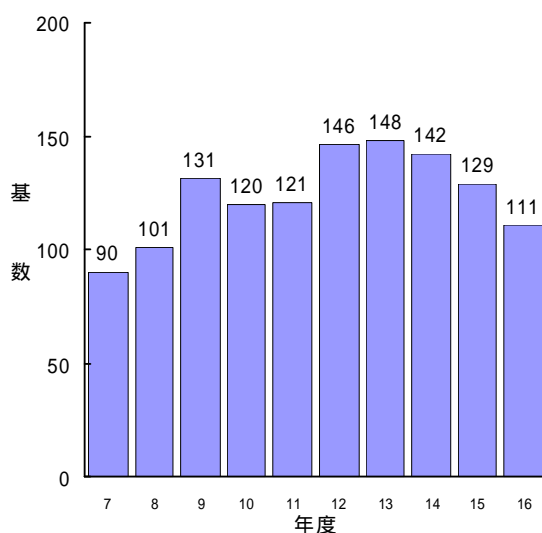


図-2) 年度別補助人槽数

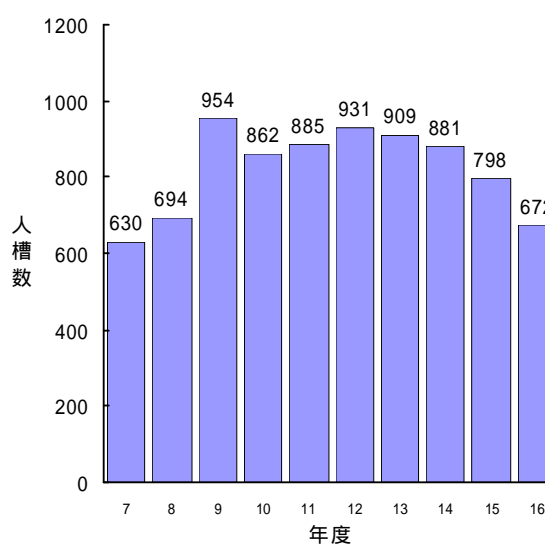


表-14) 年度毎合併処理浄化槽(設置基数)地区別実績

年度 地区	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	元年度～16年度 までの合計 ()は人槽数	
	依知	3	7	16	7	13	13	11	9	4	3	101
睦合	15	20	33	26	38	50	45	33	39	17	394	(2,673)
荻野	30	21	27	26	20	34	34	31	24	12	345	(2,279)
小鮎	23	30	28	27	25	20	32	38	31	24	374	(2,695)
南毛利	4	10	7	9	9	6	4	4	5	8	108	(791)
玉川	13	8	17	22	13	20	21	25	23	39	297	(2,163)
相川	2	5	3	3	3	3	1	2	3	8	53	(378)
合計	97	109	131	120	121	146	148	142	129	111	1,672	(11,679)

(5) 広報・啓発

神奈川環境月間

1972年6月スウェーデンの首都ストックホルムで開催された国連人間環境会議において、環境の汚染、資源の枯渇、開発途上国の開発といった数多くの問題が協議され、人間環境の保全と改善について積極的に努力することが決議された。

また、国連人間環境会議が開催された6月5日を記念して、その日を「世界環境デー」と定め、各国政府、国連機関が環境保全のための啓発活動を展開しようという決議が、同12月の国際会議で決定されるに至った。

我が国においては、平成5年に制定された環境基本法の中で、6月5日が「環境の日」と定められており、環境省所管の下に6月の1箇月間を「環境月間」と定めて、全国的な啓発活動を展開している。

また、神奈川県においても「かながわ環境月間」を定め、環境問題に対する意識の啓発のために、各種事業を実施している。これを受けて、本市においても次のような啓発活動を実施した。

表 - 15) 平成16年度「かながわ環境月間」に伴う啓発活動

活動名称	活動内容	対象数	実施主体
工場・事業場 立入調査	廃棄物焼却炉を設置する事業所等に対し、使用状況調査及び県条例の改正事項について啓発を行った。	14社	神奈川県 厚木市

厚木市冬期自動車交通量対策

本市における窒素酸化物による大気汚染が、依然として高レベル傾向にあることから、二酸化窒素濃度が高くなる冬期における自動車の使用抑制など、自動車からの窒素酸化物排出量の削減を全市的に行った。

平成16年12月13日から平成17年1月31日までの期間中、毎週水曜日(7日間)を自動車の使用の抑制日とし、市内の比較的規模の大きな事業所に対して、自動車使用抑制の協力依頼及び啓発チラシの配布等を行った。

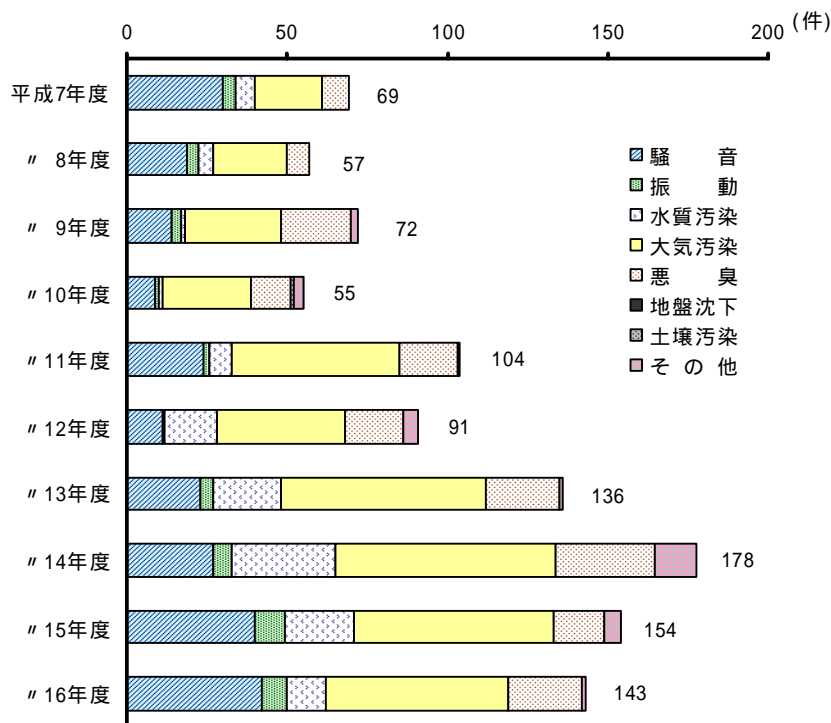
(6) 公害苦情の状況

平成 16 年度公害苦情の概況

公害苦情の受付件数は、昭和 63 年度にそれまでの最高である 141 件を記録した後、年々減少傾向にあったが、近年ダイオキシン類の問題が浮上し、平成 11 年度以降は焼却炉からのばい煙や野焼きの苦情が増大した。

平成 16 年度の総苦情件数は 143 件と平成 15 年度に引続き緩やかな減少を示している。苦情を種類別に見てみると、相変わらずばい煙や野焼きといった大気汚染苦情が全体の 4 割を占めているが、件数としては年々少しずつ減少している。一方、騒音苦情は平成 12 年度を境に年々増加しており、平成 16 年度にあっては全体の 3 割を占めるものとなった。

図 - 3) 公害苦情件数の経年変化



公害苦情の発生状況

平成 16 年度の公害苦情受付件数は 143 件である。その内訳を見ると、例年と同じように、焼却炉や野焼きに関するばい煙苦情及び騒音苦情が最も多くなっている。

表 - 16) 公害苦情の年度別発生状況

種類	年度											割合 (%)
	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
騒音	30	19	14	9	24	11	23	27	40	42	29.4	
振動	4	3	3	1	2	1	4	6	9	8	5.6	
水質汚濁	6	5	1	1	7	16	21	32	22	12	8.4	
大気汚染	ばい煙	19	17	29	26	51	36	60	61	59	48	33.6
	粉じん	2	6	0	1	1	3	4	7	3	8	5.6
	ガス	0	0	1	1	0	1	0	1	0	1	0.7
悪臭	8	7	22	12	18	18	23	31	16	23	16.1	
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	
土壌汚染	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0.0	
その他	0	0	2	3	1	5	1	13	5	1	0.7	
計	69	57	72	55	104	91	136	178	154	143	100	

表 - 17) 平成 16 年度公害苦情の月別発生状況

種類	月												計	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
騒音	7	5	3	3	4	5	4	3	3	2	1	2	42	
振動	0	0	1	1	1	0	0	1	2	1	0	1	8	
水質汚濁	0	1	3	1	1	0	2	0	1	1	1	1	12	
大気汚染	ばい煙	2	1	7	6	3	7	4	4	5	3	4	2	48
	粉じん	1	2	1	0	0	0	1	1	0	0	0	2	8
	ガス	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
悪臭	3	4	0	5	3	3	1	1	1	0	1	1	23	
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
計	13	14	15	16	12	15	12	10	12	7	8	9	143	

平成 16 年度に受付けた苦情を発生源別に見てみると、騒音に係る苦情では製造業及び運輸業が、大気汚染（ばい煙）に係る苦情では農業及び建設業が、悪臭に係る苦情では製造業が多くなっている。

表 - 18) 平成 16 年度公害苦情の業種別発生源件数

業 種	騒音	振動	水質汚濁	大気汚染	悪臭	地盤沈下	土壌汚染	その他	計
農業	0	0	1	8	1	0	0	0	10
林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設業	6	6	1	22	3	0	0	1	39
製造業	10	1	0	4	9	0	0	0	24
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運輸業	7	0	0	2	0	0	0	0	9
卸売・小売業	3	0	0	3	0	0	0	0	6
金融・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	3	0	0	1	0	0	0	0	4
飲食店・宿泊業	5	0	0	0	2	0	0	0	7
医療・福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育・学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
複合サービス業	1	1	0	1	0	0	0	0	3
サービス業（他に分類されないもの）	3	0	0	5	1	0	0	0	9
公務（他に分類されないもの）	1	0	0	0	0	0	0	0	1
分類不能の産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭生活（個人）	0	0	0	1	2	0	0	0	3
その他	0	0	1	2	0	0	0	0	3
不明	3	0	9	8	5	0	0	0	25
合 計	42	8	12	57	23	0	0	1	143

また、平成 16 年度に受付けた苦情を地区別・用途地域別に見てみると、厚木・依知・睦合等の住居系地域が多い地区では騒音及び悪臭に関する苦情が、睦合・小鮎・荻野等の市街化調整区域が多い地区ではばい煙に関する苦情が多くなっている。

表 - 19) 平成 16 年度公害苦情の地区別発生件数

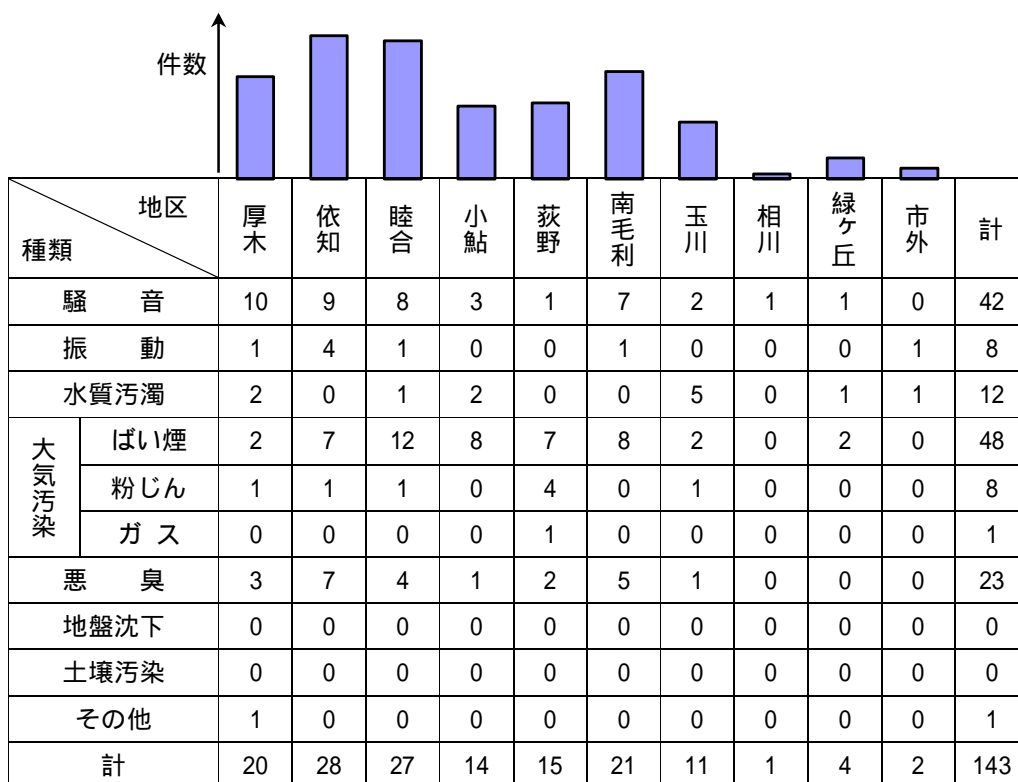


表 - 20) 平成 16 年度公害苦情の用途地域別発生件数

発生源に係る用途地域			被害等に係る用途地域		
用途地域	件数	割合 (%)	用途地域	件数	割合 (%)
第一種低層住居専用	2	1.4	第一種低層住居専用	4	2.8
第一種中高層住居専用	11	7.7	第一種中高層住居専用	12	8.4
第二種中高層住居専用	1	0.7	第二種中高層住居専用	2	1.4
第一種住居	21	14.7	第一種住居	24	16.8
第二種住居	4	2.8	第二種住居	3	2.1
準住居	3	2.1	準住居	3	2.1
近隣商業	5	3.5	近隣商業	5	3.5
商業	9	6.3	商業	7	4.9
準工業	17	11.9	準工業	12	8.4
工業	11	7.7	工業	7	4.9
工業専用	3	2.1	工業専用	1	0.7
市街化調整	48	33.6	市街化調整	29	20.3
市外	0	0.0	市外	1	0.7
不明	8	5.6	不明	33	23.1
合計	143	100	合計	143	100

公害苦情の被害状況

平成 16 年度に受付けた公害苦情を被害状況別に見てみると、感覚的な被害を訴えるケースが大部分を占めていることがわかる。

表 - 21) 平成 16 年度公害苦情の被害状況

分類	生命 身体	財産	動物 植物	感覚 心理	その他	不明	計
件数	3	0	0	140	0	0	143
割合	2.1%	0%	0%	97.9%	0%	0%	100%

<分類について>

生命・身体 ...体に直接被害を受けている場合、又は、精神的なもので医療を受けた場合をいう

財産 ...家具や生活品の破損、汚れ等による被害をいう

動物・植物 ...家畜、愛がん用動物、米麦、野菜及び植物等の動植物被害並びに自然界に生育する動植物の生育環境の悪化による被害をいう

感覚・心理 ...うるさい、くさい、汚い、不快だ等の感覚的・心理的被害で心身の健康を害する程度に至らない程度のものをいう

公害苦情の処理状況

平成 16 年度の苦情処理状況は、図 - 4 に示すとおり、新規に受け付けた苦情については 91.6%の解決率となっている。しかし、平成 15 年度以前から処理を継続している苦情については、半分程度の解決率である。新規受付苦情では発生源側の速やかな対処によって解決となっている案件が多いのに対し、継続苦情では感情的なこじれ等によって処理が長引くケースが目立っている。

図 - 4) 平成 16 年度公害苦情の処理状況

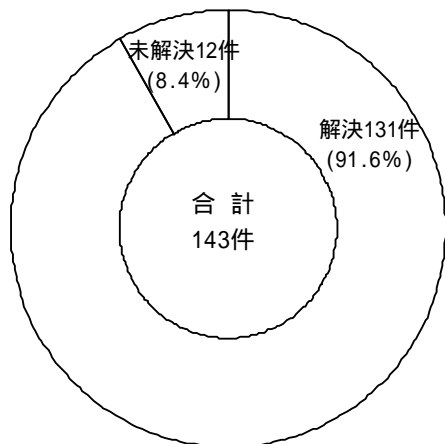


図 - 5) 前年度繰越苦情の処理状況

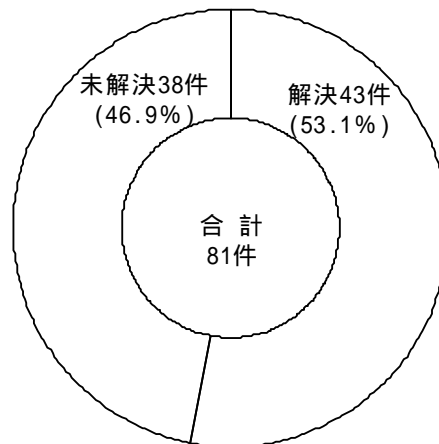


表 - 22) 平成 16 年度公害苦情解決方法

解決の種類	平成 16 年度受付分の解決件数	前年度の繰越分の解決件数	合計	割合 (%)
工場の移転	0	3	3	1.7
工場の改善	3	2	5	2.9
機械施設の改善	5	0	5	2.9
故障の修理・復旧	1	0	1	0.6
作業・操業方法等の改善	66	22	88	50.6
操業時間の改善	0	0	0	0.0
操業行為の中止	13	7	20	11.5
その他	43	9	52	29.9
合計	131	43	174	100